

編集人：ぶくぶくの会 〒564-0025 吹田市南高浜町1-17-2A (総務)
TEL 06-6317-5598、FAX 06-6317-0936 Mail: so-mu@puku-2.com URL: www.puku-2.com
代表：馬垣安芳 編集長：上田かおり 1部200円
年間購読料：個人会員2000円 広報会員(3部)5000円
法人会員1口(5部)10000円 賛助会員(1部)10000円
振替口座00940-0-161341
「まねき猫通信」



題字：
塩澤 文男
(しおざわ・ふみお)

もくじ

- とくしゅう いしけっていしえん けんりようご
特集：意思決定支援と権利擁護-2
- りれーえっせい しょうじき か とどろき ひろし
リレーエッセイ：正直に書きます-轟広志-4
- アメリカだいてりょうせん さんじょう いしづかなおと
米大統領選にみるメディアの惨状-石塚直人-5
- くまもとじしん かん ていげんしょくにていしゆつ でんだ
熊本地震に関する提言書を国へ提出-傳田ひろみ-7



はい
入ってます
絵：姫 (奏海の杜)

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

地震と津波で東北地方が受けた甚大な被害の爪跡も生々しく、数十万の被災者が避難生活を強いられ、何よりも原発事故の恐ろしさが人々の脳裏に焼き付いている。首都圏の各地でも放射能汚染のホットスポットが次々と発見されていた。「3・11」から2年しか経っていない2013年、「オリンピックどころではない」という理性と良識は多数意見だったはずだ。しかし、同年9月ブエノスアイレスで開かれた国際オリンピック委員会(IOC)総会で、マドリッド、イスタンブールとの誘致合戦を制して「2020年東京五輪」開催が決定された▲安倍晋三は、投票前の演説でこう述べた。「フクシマについて、お案じの向きには、私から保証をいたします。状況は、統御されています。東京には、いかなる悪影響にしろ、これまで及ぼしたことはなく、今後とも、及ぼすことはありません。これほど公然たる嘘はありません。しかし、これほど堂々と嘘をつかれると人は啞然とするばかり。今、日本全土は「東京五輪、万々歳！」だ▲1940年の東京オリンピックが中止になり、5年後に2発の原爆が投下されて大日本帝国は崩壊した。1964年大会は、戦犯国・日本の国際社会への復帰を印象つけた。2020年は日本消滅の序曲、いや最終章か。(ハギ)

障がい者への意思決定支援と権利擁護の展開

生活主体者として選択できる支援を

おおさか地域生活支援ネットワーク理事長
西宮市権利擁護支援センター運営委員長
にしのみやしけんりようごしえん うんえいいんちよう

きたのせいいち
北野誠一



▲講演する北野さん

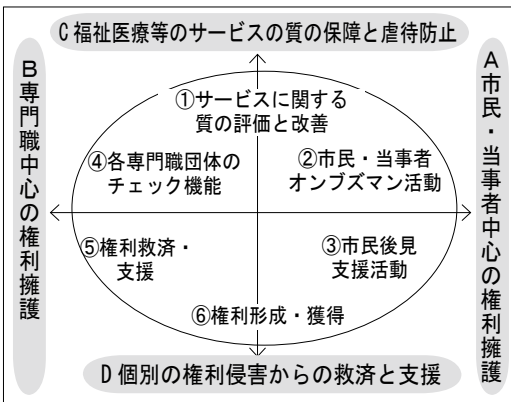
11月19日、大阪精神医療人権センター設立31周年記念として、北野誠一氏が「意思決定支援と権利擁護」について講演した。同氏は、相模原殺傷事件を受けて、①障がい者が生活当事者として意思決定が尊重されねばならないこと、②その権利は、法的根拠をもち、同情や弱者救済ではなく、権利として確認されねばならないと語った。
(文責・編集部)

相模原の殺傷事件

「生活主体者としての障がい者」というタイトルをつけた最大の理由は、相模原殺傷事件です。障がい者に対し「専門家が提供するサービスを利用する人たち」というイメージで接していることの問題性を、厳しく問うていると感じたからです。事件後、20数億円をかけて入所施設を再建する方針があります。入所者が望んでいるのらまだしも、再建を求めているのは、県と市と親です。入所者は、血まみれになったなかまのイメージが残る場所、もう

一度暮らしたいと思っただけで、それができないと思う、そんな気持ちを無視することは、人間に対して失礼な態度だと思います。世界では、大規模入所施設がどんどん廃止されている時代状況なのに、「何を考えているんだ」と言いたくなります。こうした批判に対し、「本人が意思決定能力を欠いています」と言う人がいますが、犯人に縛り付けられた職員を助けに行った入所者がいましたし、犯人逮捕を聞いて皆、「よかった」と語っています。誰だって、どこで、どんな人たちと、どう生きたいのか、願いをもっています。「まず、その思いを聞け」と言いたいのです。生活主体者としての当事者の生き方を考えることなく、重い障がいだから地域で暮らすのはたいへん。だから施設でサービスを提供すればいい、そんな失礼なことをやっている

「本人が意思決定能力を欠いています」と言う人がいますが、犯人に縛り付けられた職員を助けに行った入所者がいましたし、犯人逮捕を聞いて皆、「よかった」と語っています。誰だって、どこで、どんな人たちと、どう生きたいのか、願いをもっています。「まず、その思いを聞け」と言いたいのです。生活主体者としての当事者の生き方を考えることなく、重い障がいだから地域で暮らすのはたいへん。だから施設でサービスを提供すればいい、そんな失礼なことをやっている



権利 (Right) と 権利擁護 (Advocacy)

限り、日本の福祉はダメです。重い障がいがあっても、みんな人生と生活の主体者であることをもう一度、問い直すことを、あの事件は突きつけています。

「権利救済アドボカシー」は、権利侵害に対し、行政や関係者との交渉への支援を行う活動です。それは、①本人の不服申し立てや救済申し立てへの支援、②裁判活用への支援、③権利性に対する啓発と支援などがあり、

権利形成獲得 アドボカシー

という場合の「権利(性)」とは、「合理的根拠に基づいて、法が認めて保護する特定の利害を表明し享受しうる力」です。意思表明や権利行使を無視した場合、法がその人を罰する法的根拠があれば、権利とは言えません。したがって権利擁護とは、「本人が、がまんしたりあきらめずに、生活主体者として普通に暮らせるように支援する活動」のことです。誰かの力を借りて、虐待や人権侵害等から守ってもらう権利保護ではありません。権利擁護活動は、上の図のように4つの活動がありますが、日本では、B専門職の活動が

えて「権利形成・獲得アドボカシー」が重視されています。これは、「当事者の権利」を法的に確保するための活動です。それは、①行政交渉、②法制度政策の提起とロビー活動、③調査研究活動、法案作成活動に加えて、④マスコミ活用、⑤裁判活用等も含まれます。では次に、差別解消法における合理的配慮と意思決定・表明支援と後見(的)支援の関係に

中心で、A市民当事者の活動が弱いと思います。そうした中で大阪精神医療人権センターは、市民・当事者中心の活動として、注目されています。しかし、精神病院のオンブズ活動には、法的根拠がないために面会拒否に対抗できないのです。欧米では、長期支援のためのオンブズパーソンが法的根拠をもって活動しているのですが、どんな場合でも病院や施設は、彼(女)らの訪問を拒否できず、カルテなどの個人情報も本人の了解があれば、閲覧する権限があります。「当事者の権利」が明確に法的に確保されていなければ、結局お情けによる保護に終わってしまうのです。

ついて考えます。「差別解消の推進に関する基本方針」のなかの「合理的配慮の基本的な考え方」では、「障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合…必要かつ合理的な配慮」を求めています。しかし、「本人から意思の表明がなければ、合理的配慮はしなくていいのか?」という大きな問題があります。これに対

ちょうきにゆういん じんけんしんがいはん 長期入院は人権侵害

たにぐちまゆ

北野さんの講演の後、第2部としてパネルディスカッションが行われました。当事者として発言したたにぐちまゆさんの報告を紹介します。

初めて入院したのは、25才の時でした。鎮静剤を打たれて保護室に入れられ、毛布3枚の上にゴロンと転がされた時には、私はもう人間でなくなったようなショックを受けました。

そんな入院体験を経て、他の病院に入院をしたのですが、看護師が、ここではコーラが飲めるというので、小遣いの中から毎日コーラを飲んでいました。ところがある日、外にいる恋人から手紙が届いたので、保護室に持ち帰ろうとすると、手足を押さえられて、手紙を取り上げられ、破られてしまいました。コーラは飲めるのに手紙がダメなり理由がいまだにわかりません。

他の病院では、いきなりの強制入院で保護室に入れられたのですが、ある日、避難訓練が行われました。私は参加できず、訓練であることも知らされなかったのので、本当の火事かと思ひ恐怖のあまり、ドアをたたき続けました。しかし、避難訓練で外に出ている看護師がドアを開けてくれることも説明してくれることもなく、私の恐怖心を知ることもなく、夕食を持ってきて去っていきました。

他にも持ち物制限や面会制限があり、「こんな処遇はおかしい」と思いましたが、ことを荒立てることはできませんでした。「病院には従わなければならない」と思っていたし、いったん入院したら人間以下の扱いを受けることを受け入れなければならないと思っていたからです。

そんな経験をして、人権センターを知りました。その後も入退院を繰り返しましたが、そのなかで部屋の全員が昭和時代の入院者という経験もしました。その部屋の方は、活動的な人もいたのですが、長く入院していました。中でも隣のベッドの方は私の生まれた年に入院されたとか。当時私は40才代で、40数年間苦しいこともありましたが、それなりに人生を楽しんでいたように思います。その間ずっと病院に閉じこめられていたのかと思うと、胸が掻きむしられるようでした。

その女性がある時、バザーで靴を買ってきました。退院したかったのか、外出したかったのかわかりませんが、とても大事にしていました。ところがある日、「この靴いらん」と言って、私にその靴をくれました。彼女は退院を諦めたのか入院を続けました。長期入院は、本当に人権侵害だと思います。

こうした経験の中で感じたのは、「自分が人質」ということです。権利を知っていても意見を言いくいのは、自分が人質になって病院に身柄をとられているからです。楯を突けば病院との関係が悪くなり、処遇が悪くなったり、保護室に入れられてしまうことを恐れてしまうのです。

（精神保健福祉士）やケアワーカーにとつて、意思決定・表明への支援は、絶対・最低の条件だと考えて頂きたいと思いま

▼シンポジウムで、報告するたにぐちさん（左）



し障がい者団体が次のように主張し、取り入れられました。①意思表明については、手話の他、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、コミュニケーションを図る全ての手段が含まれます。これはすごいことです。

困難な場合には、家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が補佐して行う意思の表明も含むとしていきます。つまり、家族や支援者などの代理による意思表明ではなく、あくまで本人を補佐して表明された本人の意思でなければならぬということなのです。

さらに、③家族、介助者等を伴っていない場合など、意思表明がない場合でも、「法の趣旨に鑑みれば、建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい」とも

述べています。日本の障がい者サービスは、申請しないと受けられませんが、「本人からの申請がなかった」という言い訳で、サービスマンが合理化されてきました。こうした申請主義を越えていく内容が差別解消法に書かれています。

また差別解消法は、合理的配慮を求めています。合理的配慮には意思決定支援が含まれており、本人の意思決定を無視して家族や支援者が勝手にサービスマンを決めることは、ダメ

なのです。徹底的に本人の意思を確認し、選択肢を広げ、福祉や医療や教育のサービスマン内容が決められなければならない。これが差別解消法の根幹であり、意思決定支援は決定的に重要な活動になっていきます。

長期入院は人生を奪う行為

これを虐待防止法との関連でいえば、本人の意思を無視したサービスマン提供は、虐待にあたるのです。教育・医療・福祉サー

ビスにおいては、本人の望みを聞かず、周囲や専門家が決めたいサービスマン提供は、支援ではなく虐待だという認識が必要。ただし、意思表明しさえすれば全て実現すべきかといえ、それは違います。人間は、「あ

あしたい、こうしたい」という望みがすぐには実現できず、さまざまな困難があるからこそ人生なのです。人生とは、理想と現実の間を埋めようと悩み、努力するから意味が生まれます。自分では何も決められず、他人が勝手に

求められています。精神障がい者だけが苦勞がなくて良いわけがありません。みんな苦勞をしながら生きていくのですから、苦勞を奪うことは、とても失礼なこと。長期間の閉鎖病棟は、人生を奪う失礼な措置です。意思表明のための支援を受けて意思を表明し、選択肢が提示され、本人が主体的に選択して実現に向けて参加・努力する、そういう当たり前のことが権利として保障されなければなりません。

（精神保健福祉士）やケアワーカーにとつて、意思決定・表明への支援は、絶対・最低の条件だと考えて頂きたいと思いま